

2/16(金)~3/15(金)の平日 ※2月23日(金・祝)も受付け

問 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111 市・県民税の申告 税務課住民税担当☎ 0480 (92) 1111 内線 124・125・129

市・県民税、所得税の申告は、税額や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療費の自己負 担限度額、国民年金保険料の免除などの基礎資料となります。該当するかたは、必ず申告してください。

市・県民税の申告

●申告が必要なかた

令和6年1月1日現在、白岡市に住所があり、次のいずれかに 該当するかた

- ①令和5年中に給与、年金以外に収入があったかた(給与、年金 以外の所得が20万円を超える場合は確定申告となります。)
- ②令和5年中に収入がなく、同居親族の扶養になっていないかた (扶養になっていても、申告が必要な場合があります。5ペー ジ下部参照)
- ③令和5年中に収入がなく、国民健康保険に加入しているかた
- ●申告が不要なかた

次のいずれかに該当するかた

- ①所得税の確定申告をするかた
- ②給与収入のみで年末調整済のかた
- ③年金収入(400万円以下)のみで、源泉徴収票に記載のある控 除(配偶者控除、扶養控除など)の変更または社会保険料控除、 生命保険料控除などの追加がないかた

所得税の確定申告

春日部税務署・白岡市役所で受付けま す。

提出方法

①自分で作成して春日部税務署へ提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作 成コーナー」で確定申告書が作成できま す。また、期間中は市役所に申告書提出 箱を設けます。

- ②市役所の申告会場で作成し、提出
- ③e-Tax で提出

詳細はホームページでご確認ください。



▲e-Taxホームページ

市役所の申告会場で申告をされるかたへ

収支内訳書や経費の内訳、医療費の明細書などは、あらかじめ作成してからお越しください。

●受付時間 午前8時45分~11時・午後1時~4時 ※番号札は、当日受付時間前からお取り いただけます。

期日	受付対象地区
2月 16日 (金)	白岡1~1000番地
19日 (月)	白岡1001番地~・寺塚
20日 (火)	全地区
21日 (水)	全地区
22日 (木)	白岡東・西1~4丁目
23日 (金・祝)	全地区
26日 (月)	西5~10丁目
27日 (火)	小久喜 1 ~350番地
28日 (水)	小久喜351~1000番地
29日 (木)	小久喜1001番地~
3月 1日 (金)	篠津

場 市役所 1階 大会議室

期日	受付対象地区
3月 4日 (月)	新白岡1~3丁目
5日 (火)	全地区
6日 (水)	爪田ケ谷・太田新井・彦兵衛
7日 (木)	柴山・荒井新田・下大崎
8日 (金)	野牛・新白岡7~9丁目
11日 (月)	高岩・新白岡4~6丁目
12日 (火)	岡泉・実ケ谷・千駄野
13日 (水)	上野田
14日 (木)	下野田
15日 (金)	全地区

※混雑を避けるために対象地区を割り振っていますが、ご都合の 悪いかたは、他の日にお越しください。

※ は混雑が予想されます。

次の場合は、市役所では受付できません。

①住宅借入金等特別控除(初年分)②源泉徴収票がない還付申告③営業等所得④青色申告⑤分離課税(土 地・建物、株式の譲渡・損失など)の申告⑥雑損控除の申告⑦過年分の申告

春日部税務署または e-Tax で申告してください。

申告に必要な書類

①市・県民税申告書または確定申告書

(市役所で申告する場合は不要)

②令和5年中の所得がわかる書類

- ○給与、年金の源泉徴収票
- ○収支内訳書(営業、農業、不動産所得がある場合)
- ○報酬の支払調書(経費がある場合は領収書なども)
- ○その他、収入額のわかる書類

③令和5年中の控除の計算に必要な書類

- ○社会保険料控除
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
- →領収書または市が発行する社会保険料控除申告 用のお知らせ
- ・国民年金
- →領収書または社会保険料(国民年金保険料)控除 証明書

- ○小規模企業共済等掛金控除、生命保険料・地震保 険料控除▶掛金または保険料控除証明書
- ○障害者控除▶障害者手帳、療育手帳、障害者控除対 象者認定書(本ページ下部参照)など
- ○医療費控除▶明細書、医療費通知
- ○寄附金控除▶寄附金受領証明書
- ○その他関係書類▶前年分の確定申告書の控えなど

④申告者本人名義の口座情報(振込先)のわかるもの

⑤マイナンバーカード

- ※お持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる 書類と運転免許証や健康保険証などの身元確認書 類の2種類
- ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のかたな どのマイナンバーも必要となります。
- ※郵送の場合、⑤の写しの添付が必要です。

令和6年度個人市・県民税(令和5年分の所得税)の主な税制改正点

上場株式などの配当・譲渡所得の課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、市・県民税と 所得税とで異なる課税方式の選択ができなくなります。

総合または分離課税を選択した場合、市・県民税の非課税判 定、配偶者・扶養控除の適用判定、国民健康保険・後期高齢者 医療保険・介護保険の各種保険税(料)の算定や給付要件など各 種行政サービスに影響する場合があります。

森林環境税の創設

国内に住所を有する個人に対して、年額 1.000円が課税され、市・県民税均等割と併 せて徴収されます。

東日本大震災による臨時措置が終了となる ため、森林環境税及び市・県民税均等割を合 わせた合計額は5,000円のままとなります。

問 所得税の確定申告 春日部税務署

2 048 (733) 2111

市・県民税の申告 税務課住民税担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 124・125・129

要介護(要支援)認定を受けているかたへ

障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上のか たで、要介護(要支援)認定の有効期間に「令和5年 12月31日 が含まれており、一定の要件を満たし、 障害者に準ずると認められる場合は、申請により市 から交付される「障害者控除対象者認定書」を提出す ることで控除が受けられます。

おむつ使用の確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、 要介護 (要支援) 認定の有効期間及び主治医意見書の 内容など一定の要件を満たしている場合、申請によ り市から交付される「おむつ使用の確認書」を提出す ることで、おむつ代が医療費控除の対象となります。

問 高齢介護課介護認定給付担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 178・179

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に加入しているかたへ

収入がないかたや税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

申告がない場合、保険税(料)の軽減が受けられないだけでなく、高額医療費や国民年金保険料免除などに 影響する場合があります。※令和6年4月1日に、16歳未満で収入がないかたの申告は不要です。

問 保険年金課 ☎ 0480 (92) 1111

国民健康保険担当 後期高齢者医療担当 内線 147・148

内線 142~144

内線 140・149 国民年金担当

魚白岡市 2024. 2